

平成 27 年 6 月 17 日開会
平成 27 年 6 月 18 日閉会

平成 27 年
第 2 回定例会会議録
(第 2 日目)

小豆島町議会

開議 午後1時57分

○議長（森口久士君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

きのうからの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

日程に入る前に、昨日議決いただきました発議第3号に字句の誤りがあり、訂正の申し出がありますので、発言を許可します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 昨日ご議決賜りました発議第3号手話言語法制定を求める意見書中に字句の誤りがあり訂正をお願いしたいので差し替えさせていただきます。

お手元の議会提出の10ページをお開きください。

訂正箇所は2カ所で、上から9行目、「成立した」が本来ですが「設立した」となっていたので、それと中ほどの「記」から下に2行目、何々を「身につけ」の「身」が物を見するという「見」になっておりました。訂正をさせていただきます。

いずれも文書作成中の漢字変換ミスによる誤字でございます。ここにお詫び申し上げ、訂正をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午後2時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第45号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第45号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成27年6月18日。小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月17日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成27年6月18日。

2. 審査の経過。担当課の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

議案第45号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第45号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第46号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第2、議案第46号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月17日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成27年6月18日。

2. 審査の経過。担当課の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第46号小豆島町道路線の変更について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 請願第1号日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願。

不採択と決定した。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第46号及び請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第45号、議案第46号及び請願第1号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第3、議案第45号、議案第46号及び請願第1号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第45号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第46号小豆島町道路線の変更について、これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号小豆島町道路線の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第1号日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第1号日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論します。

2014年7月1日の閣議決定を具体化するための国会に提出された法案は、平和安全法整備法と国際平和支援法であり、これらの法案は日本の国民と国土を守るための法案であると認識しております。

よって、戦争法案なるものがどこに提出されているのか。また、閣議決定により提出された法案を指すのであれば、これら法案を一まとめにして戦争法案と称して反対することは小豆島町議会の見識を疑われることになりかねない。よって、私は請願第1号に反対します。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、「海外で戦争をする国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

安倍政権が国会に提出した安全保障関連の2つの法案は、平和、安全などつけられている名前とは全く逆で日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案にほかならないことがこの間の国会審議の中でも鮮明になっています。

第1に、アメリカが世界のどこであれ、例えばアフガニスタン報復戦争やイラク侵略戦争のような戦争に乗り出した際に、これまで戦闘地域として支援活動はしないとしてきた地域でも今後は軍事支援活動を行うという問題です。当然相手から攻撃される可能性が高くなります。

このことに関して、首相は、自衛隊の行動している場所が戦闘が行われている場所とな

る可能性があることを認めた上で、不測の事態に対して自衛隊員の命や身体の防護のために武器を使用できると答えました。そうなれば相手からさらに攻撃を受け、まさに殺し、殺されることとなります。これが憲法9条が禁止する武力の行使であることは明らかです。

第2に、形式上、停戦合意があるものの、なお戦乱が続く地域で治安維持活動をするという問題です。この活動の際に自己防護のために限っていた武器の使用を任務遂行、つまり敵対勢力の妨害排除のためでも認めるなど、格段に拡大しようとしています。

具体的にどのようなものが想定されるかといえば、アフガン報復戦争を受けて展開した国際治安支援部隊——ISAFのような活動が考えられます。首相はこうした活動に自衛隊が参加することを否定しませんでした。ISAFは米軍主導の対テロ掃討作戦と混然一体となり13年間で約3,500人の戦死者を出しています。ここでも自衛隊が殺し、殺される戦争に参加することになる危険性は明白です。

第3に、日本がどこからも武力攻撃を受けていないのに集団的自衛権を発動してアメリカの戦争に参戦し、自衛隊が海外で武力を行使する問題です。これは、歴代政府が長年積み重ねてきた憲法9条の解釈を根底から覆すものとなっています。

今回の戦争法案は戦後の日本の安全保障政策を180度転換させようとする歴史的暴挙にほかなりません。先週末発表された時事通信の調査でも、戦争法案廃案と本国会にこだわらず慎重に審議を合わせ8割以上です。集団的自衛権の限定行使に賛成している読売の調査でも、今国会成立に反対が59%と前回より増えています。憲法違反の上、国民が納得していない法案を強行すべきではありません。

また、総務委員会の中で戦争を防ぐ抑止力という話が出ました。首相や与党が言う抑止力とは米軍とともに戦争する準備を強化することばかり。外交で戦争を避ける仕組みをつくり、緊張を緩和する努力こそ大事な抑止力です。

しかし、首相の言うように米国の要求で軍事力を強化すればするほど相手も強化し、とめどない軍拡競争に陥ります。これでは一触即発の緊張が高まるばかりです。しかも、米国のように世界一の軍事力を持ったとしてもテロ拡散は抑えられません。軍事予算も膨張し、国民生活は圧迫されます。軍事同盟の強化は歴史の逆流でしかありません。世界の体制は軍事ブロックの解体、機能停止の進行であり、外部仮想敵を設けない平和の地域共同体の発展です。この中で日本は憲法9条の精神に基づく平和外交を進めるべきだと考えます。

今回の法案は安倍政権が銘打った平和安全とは全く逆に、武力の行使や戦力の保持を禁

じた憲法9条を幾重にも踏みにじる違憲立法です。戦後最悪の戦争法案であり、直ちに廃案にする以外ありません。

以上、皆さん議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第4及び日程第5の閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成27年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員